

公益財団法人那須野が原文化振興財団役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人那須野が原文化振興財団定款第14条及び第31条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬額は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給する。ただし、役員等のうち、大田原市及び那須塩原市の常勤特別職及び一般職にある者には支給しない。

2 前条に定める日額は、この法人の評議員会又は理事会に出席したとき及び監事が監事の職務に従事したとき（以下「従事等」という。）、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額を支給する。

3 一時金（賞与）及び退職手当は支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、出席の都度、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人那須野が原文化振興財団の設立の登記のあった日から施行する。

別表 (第2条関係)

役 職	報酬（日額）
理事	6,000円
監事（公認会計士・税理士）	10,000円
監事（公認会計士・税理士以外）	6,000円
評議員	6,000円